

宿泊業緊急対策研修型ワークショップ補助金  
について（宿泊業者向け）

富士市産業交流部産業支援課

令和6年3月

## 1 宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金とは

富士市産業交流部産業支援課では、富士山という観光資源と東京駅から新幹線で約60分という強みを活かし、本市で社内研修を兼ねたワーケーション（研修型ワーケーション）を実施する企業の誘致に取り組んでいます。今回、市外企業が本市で研修型ワーケーションを実施した場合に、利用した宿泊施設への補助制度を創設しました。

## 2 事業期間

令和6年6月1日から令和7年3月10日まで（※報告書提出期限）

## 3 対象者

本市において旅館業法（昭和23年法律第138号）における旅館業を行っている者

## 4 補助の要件

事前に市の指定を受けた宿泊プランを本店又は主たる事務所が富士市外に存在する企業等が利用した場合に、宿泊施設に補助を行います。

## 5 指定を受けた宿泊プラン

下記の要件を全て満たすプランを設定し、市が指定を行います。

### 【要件】

- (1) 宿泊期間中の研修又は会議を実施すること。
- (2) 夕食を提供し、かつ、その際に富士市産の食材を活用したメニューを設定すること。
- (3) 宿泊者に対し、市が作成するアンケートを実施すること。
- (4) 個人単位の宿泊ではなく、企業単位で宿泊申込みや代金の収受を行うこと。
- (5) 10泊以上（例 5人×2泊、10人×1泊）を対象としたものであること。

※上記(1)及び(2)の要件について、宿泊施設のみで対応できない場合は、他の市内企業と連携することも可能とします。

### (例)

- ・夕食の設定が元々ない宿泊施設が、市内のレストランと提携し、そのレストランを夕食会場とする場合
- ・会議室がない宿泊施設が、市内の他事業者の貸会議室と提携し、その貸会議室で研修を実施する場合

## 6 指定申請

指定申請書に必要事項を記入の上、プランの概要が分かるチラシ及び旅館業法に基づく「旅館業営業許可証」の写しを添付し下記まで提出してください。

なお、用件等の確認を行うため、申請の前に必ず事前に相談を行ってください。

#### 事前相談先及び提出先

〒417-0058

富士市永田北町3-3 富士市立中央図書館分館2階

富士市地域産業支援センター（担当：松葉）

電話：0545-52-6777

#### 7 補助金額

指定を受けた宿泊プランの1/2を補助します。ただし、10万円が上限となります。なお、宿泊プランの以外のオプション費用等は、本補助金の経費として計上できません。

(例)

- ・ 宿泊プランを1万円（一人一泊）とし、10人が1泊した場合。  
 宿泊者は1万円×10人×1泊の合計10万円で申込  
 宿泊施設は宿泊プランの1/2である5万円を市へ補助金として請求。残りの5万円を宿泊者へ請求
- ・ 宿泊プランを2万円（一人一泊）とし、10人が2泊した場合。  
 宿泊者は2万円×10人×2泊の合計40万円で申込  
 宿泊施設は補助金の上限である10万円を市へ補助金として請求。残りの30万円を宿泊者へ請求
- ・ 宿泊プランを1万円（一人一泊）とし、15人が1泊し、オプションとして3万円が別に経費として発生した場合。  
 宿泊者は1万円×15人×1泊+オプション3万円の合計18万円で申込  
 宿泊施設は宿泊プランの1/2である7万5,000円を市へ補助金として請求。残りの10万5,000円を宿泊者へ請求

#### 8 予算額

100万円（10万円×10件）

## 9 事業の流れ

- |                           |       |   |       |                |
|---------------------------|-------|---|-------|----------------|
| ①                         | 宿泊事業者 | → | 富士市   | 指定宿泊プランの事前相談   |
| ②                         | 宿泊事業者 | → | 富士市   | 指定宿泊プランの申請     |
| ③                         | 富士市   | → | 宿泊事業者 | 指定通知書の発行       |
| ④                         | 宿泊事業者 |   |       | 指定宿泊プランでの集客    |
| ⑤                         | 市外企業  | → | 宿泊事業者 | 指定宿泊プランの仮申込    |
| ⑥                         | 宿泊事業者 | → | 富士市   | 補助金利用可否の確認     |
| ⑦                         | 市外企業  | → | 宿泊事業者 | 指定宿泊プランの本申込    |
| ⑧                         | 宿泊事業者 | → | 富士市   | 補助金の交付申請       |
| ⑨                         | 富士市   | → | 宿泊事業者 | 交付決定           |
| －指定宿泊プランによる研修型ワーケーションの実施－ |       |   |       |                |
| ⑩                         | 宿泊事業者 | → | 市外企業  | 費用の請求・アンケートの実施 |
| ⑪                         | 宿泊事業者 | → | 富士市   | 実績報告書の提出       |
| ⑫                         | 富士市   | → | 宿泊事業者 | 交付確定           |
| ⑬                         | 宿泊事業者 | → | 富士市   | 補助金の請求         |
| ⑭                         | 富士市   | → | 宿泊事業者 | 支払い            |

※詳細については、「富士市宿泊業緊急対策研修型ワーケーション補助金交付要領」及び「富士市研修型ワーケーション宿泊プラン指定要領」をご参照ください。